令和２年度第３回東久留米市地域自立支援協議会

令和２年１０月１４日

【地域支援係長】　　それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

　本日は、皆様お忙しい中、第３回東久留米地域自立支援協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今年度はコロナ禍の中、第１回、第２回と書面開催とさせていただいたところです。また、協議会のメンバーの方も新たに代わりまして、今回初めての対面での協議会でございます。なお、会長、副会長におかれましては、第２回の協議会書面開催で、会長が村山拓会長、副会長が磯部光孝副会長に決定しております。よろしくお願いします。

　なお、本日、岡野委員より欠席の御連絡を頂いております。

　それでは、机上に配付しております次第に則って進めさせていただきます。

　まず初めに、福祉保健部長より御挨拶申し上げます。

【福祉保健部長】　　改めまして、皆さんこんにちは。どうぞよろしくお願い申し上げます。

　皆様方におかれましては、障害者福祉施策の推進に御理解、御協力を賜りまして、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向け、日々御尽力いただいておりますことに心より感謝申し上げます。着座にてもう少しお話をさせていただきます。

　今年度の本協議会につきましては、今ほど担当のほうから話がございましたとおり、第１回、第２回と書面開催とさせていただいております。本日が第３回ということになりますが、ここで新たに委員に加わっていただいた方もいらっしゃいます。本協議会につきまして、改めて簡単に御説明させていただきたいと思います。

　東久留米市地域自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第８９条の３の規定に基づきまして、平成２４年１０月より設置されております。

　協議内容は大きく５つございまして、１点目が、相談支援事業に関わる中立・公平性の確保に関すること。２点目が、地域の関係機関によるネットワークの構築に関すること。３点目が、地域の社会資源の開発及び改善に関すること。４点目としまして、障害者福祉計画に関すること。最後５点目ですが、その他障害福祉に関することで協議会が必要と認めることとされております。

　今年度、協議内容の１つである障害福祉計画等の策定に既に取り組んできております。この計画では、「障害のある人が地域で安心して暮らすことができ、自らの意思で参加できるまち」、これを市の基本理念に掲げております。

　本協議会では、これまでも御意見または御提案を頂いてきておりますが、今後とも施策の推進に向けての活発な御議論を御期待申し上げます。このことをお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【地域支援係長】　　ありがとうございました。

　お手元の資料を御確認ください。議題を進める前に、資料の確認をお願いいたします。まず、一番上の資料から説明させていただきます。一番上が、本日の次第でございます。続きまして、東久留米市障害者計画・第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画（骨子案）でございます。次が、東久留米市障害者施策に関するアンケート調査（速報版）でございます。次が、東久留米市障害者施策に関する団体ヒアリング調査結果（速報）でございます。次が、東久留米市障害者施策に関する事業所ヒアリング調査（速報）でございます。次が、Ａ３のサイズの１枚の資料で、東久留米市障害者計画・第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画策定にあたっての基本的な考え方・スキーム、その次が、今後のスケジュールでございます。続きまして、東久留米市地域自立支援協議会委員名簿、その次が、東久留米市地域自立支援協議会の部会（案）でございます。続きまして、令和２年度第２回東久留米市地域自立支援協議会質問・意見票の集計表でございます。そして、資料の一番最後が、東京都地域自立支援協議会交流会でございます。配付資料は以上になります。もし不足等がございましたら、挙手をお願いいたします。

　では、会を進めるに当たっての注意事項をお伝えさせていただきます。この会では、議事録を作成いたしますので、発言のときはお名前をおっしゃってから御発言いただきますようよろしくお願いします。御発言の際は着席のままで結構でございます。

　それから、手話通訳者がおりますので、複数の方が同時に話されてしまうと、どなたの発言かが分かりにくくなります。お一人ずつ発言を頂けますよう、よろしくお願いします。

　また、本日は、障害者福祉計画の策定に伴い、その受託されている事業者様にも御参加いただいております。

　それでは、次第に沿って進めさせていただきます。次第２の自己紹介ですが、本日は今年度初めての対面での協議会となりますので、村山会長から時計回りで簡単に自己紹介をお願いいたします。

【会長】　　村山です。改めましてよろしくお願いいたします。東京学芸大学で特別支援教育の研究・教育に携わっております。会長といっても、実質的な役割は進行役ですので、委員の皆様から活発な御意見、御発言が出るよう努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】　　初めまして、斎藤利之と申します。本業は、全日本知的障がい者スポーツ協会で会長を務めております。私の専門領域は、知的障害でございます。そのほか、大学で障害者スポーツを長らく指導させていただいております。

　この後、資料３－３にありますように部会（案）が出ておりますが、私は、東久留米市子ども・子育て会議の会長も務めております。皆様からお話が出るような障害者に関わる子供の支援についても、ぜひいろいろと様々な検討をしたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】　　東久留米身体障害者福祉協会の松本健彦と申します。通称、身障協と呼んでおりますが、今期で３期目をやらせていただいております。顔はこういう顔をしておりますので、よろしくお願いします。

【委員】　　新規で入りました、民生・児童委員協議会の深海と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】　　４月より多摩小平保健所に異動してまいりました、保健師の横井と申します。よろしくお願いいたします。

【委員】　　どうも初めまして、ハローワーク三鷹専門援助部門、佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

　専門援助部門のほうは、障害者の求職者の方のお仕事の御相談であったり御紹介ということでやらせていただいております。今、コロナ禍の中で、ハローワークに求人のほうを出していただいている企業さんというのが非常に減少しております。あとは、求職者の方も、やはりなかなか活動ということで外に出づらい、なかなか相談に来づらい、はたまた在職している方も、なかなか在宅勤務とかで体調を崩してしまったという方も多くて、非常に難しい事案というのを今ハローワーク、いっぱい抱えております。

　一概にばりばりお仕事できるよという方の相談だけではなくて、なかなか就職準備が整っていない方、これは生活支援相談から必要なんじゃないかなというのも非常に多く集まっております。なので、今後ともいろいろな機関の方と連携していくことも多いと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

【委員】　　都立清瀬特別支援学校の進路担当の武藤と申します。本校、東久留米、東村山、清瀬の３市から知的障害をお持ちの生徒さんが通う小中高の学校で、私自身はそこで進路担当ということで、福祉就労から企業就労まで御相談させていただいております。

　東久留米に住んでいる方をはじめ、生徒たちが生き生きと社会で活躍できるために、幾つか御相談、課題があるなと感じているので、また今年度もよろしくお願いいたします。

【委員】　　こんにちは。地域生活支援センターめるくまーる、小林と申します。めるくまーるは、主に精神障害者の方を対象にしていて、日中活動の場としての地域活動支援センターと、あと、相談支援事業の二本立てで事業を行っております。今後ともよろしくお願いいたします。

【委員】　　精神障害のほうの家族会、蒼空会のほうに所属しています、斉藤富江と申します。今回初めてですので、分からないことがいっぱいあると思いますが、よろしくお願いいたします。

【委員】　　東久留米市手をつなぐ親の会会長の堀野めぐみと申します。今回、２期目ということで、今後ともよろしくお願いいたします。

【委員】　　特定非営利活動法人ゆうの代表をしております、有馬と申します。うちの法人は、障害の方の居宅介護、あと、放課後等デイサービスと相談支援をメインに活動しています。よろしくお願いします。

【委員】　　特定非営利活動法人武蔵野の里の高原といいます。私どもの法人では、精神障害者の方に対してＢ型の作業所、就労移行支援、あと、グループホーム、計画相談などをやっております。

　個人的にちょっとここのところ思いますのは、支援が難しい方に対しての支援というのはどういうふうに考えたらいいのかななんていうことを考えさせられております。よろしくお願いします。

【委員】　　障害福祉サービス事業者の欄にあります、社会福祉法人イリアンソスの磯部です。よろしくお願いします。

　うちは、児童から成人の障害のある人を対象に事業を展開して、暮らしと通所ということで、グループホームを４ユニット持っていて、障害が重くてもこの地域で暮らし続けていく仕組みづくりを中心に展開しています。よろしくお願いします。

【委員】　　名簿では相談支援事業者という欄に書かれています、さいわい福祉センターの飯島と申します。さいわい福祉センターは障害者福祉センターということで、市の委託で今年２４年目ぐらいですかね、迎えて、いろいろな形での障害者支援をさせていただいています。

　自立支援協議会については、事務所的な形で皆さんと連絡等を取り合いますので、よろしくお願いいたします。

【委員】　　皆さん、しばらくです。やっと開かれました。私は、東久留米市内にいる聴覚障害者の人たちのグループの平山と申します。よろしくお願いします。

【地域支援係長】　　ありがとうございました。

　次に、事務局の紹介をさせていただきます。

【障害福祉課長】　　改めまして、こんにちは。２年目になりました。今、平山委員がおっしゃったとおり、１回目、２回目と書面開催となり、今回初めての対面の開催となったこと、大変うれしく思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【管理係長】　　本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【福祉支援係長】　　皆さん、こんにちは。本日はよろしくお願いいたします。

【主査】　　皆様、こんにちは。今年度も皆様どうぞよろしくお願いいたします。

【地域支援係長】　　後ほど児童発達支援センターわかくさの学園長も、事務局側として来る予定になっておりますので、よろしくお願いします。

　また、本日は、本市の障害福祉計画のコンサルを行っていただいておりますジャパン総研さんにもお越しいただいておりますので、後ほどよろしくお願いいたします。

　それでは、自己紹介が終わりましたので、会長、進行をよろしくお願いいたします。

【会長】　　よろしくお願いいたします。

　本日、傍聴者はいないようですが、万一遅れて来られた場合には、事務局のほうで対応していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、お願いいたします。

　まず、では、３番の協議事項です。東久留米市障害者計画・第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画（骨子案）について、事務局より説明をお願いいたします。

【管理係長】　　私のほうから説明をさせていただきます。

　まず、本日、資料として皆様にはお配りしていないんですけれども、前回の第５期障害福祉計画と第１期障害児福祉計画の冊子を御用意しておりますので、御入り用の方がいましたら、今、お配りさせていただきますので、担当の者が回りますので、お声かけください。

　あと、大変申し訳ないんですけれども、前回の障害者計画の冊子のほうが残部が少なくなっておりまして、皆様の分を御用意できない形になっておりますので、こちらは回覧させていただきますので、順次御参照いただければと思います。

　私からは、東久留米市障害者計画・第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画の策定につきましてご説明をさせていただきます。

　初めに、計画策定の背景についてご説明いたします。市町村においては、障害福祉施策に関する基本的な計画として位置づけられております障害者計画、及び障害者と障害児に対する障害福祉サービス等の提供体制の確保、その他障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として位置づけられております障害福祉計画並びに障害児福祉計画の策定が、法律の定めによって義務づけられているものになります。

　簡潔に申し上げますと、障害者計画につきましては、市の障害者施策に関する基本理念や基本目標を定めまして、それに基づき庁内各部署において実施する事業を体系的に記載するものとなっておりまして、障害福祉計画と障害児福祉計画につきましては、国から出されております基本指針があるんですけれども、この指針に基づきまして、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤の整備等に係る３年ごとの目標を設定しまして、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目標とした計画となっております。

　本市におきましても、策定した各計画に基づきまして障害福祉施策を運営してまいりましたが、このたびそれぞれの現行計画の計画期間が本年度末をもって終了することに伴いまして、令和３年度以降を計画期間とする次期計画の策定を進めているところでございます。

　なお、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画並びに各関係法令の関係につきましては、お配りしておりますＡ３のこちらの幅広の紙、考え方・スキームと書かれたものになりますので、こちらをご参照いただければと思います。

　続きまして、計画策定の進行状況及び今後の予定についてご説明いたします。障害福祉課では、当該３計画を一体的に策定するため、計画策定支援業務受託業者決定のためのプロポーザルを実施いたしまして、業務委託契約を締結しまして、計画の策定作業を進めているところでございます。

　本年７月には、計画策定の基礎資料とするため、市内の障害当事者及び障害のない市民の方を対象といたしまして、アンケートを送付いたしております。本アンケート調査における調査票の内容につきましては、書面開催といたしました第１回の地域自立支援協議会におきまして、委員の皆様からのご意見を頂戴し策定したものとなっております。

　次に、現行の障害者計画に位置づけられました施策及び取組につきまして、現行計画の評価及び次期計画に位置づける内容の確認を行うため、先日、庁内各部署に宛てて調査を実施したところでございます。

　次に、先の８月、９月に市内の障害福祉サービス事業所様及び障害者団体様を対象といたしまして、ヒアリングの調査を実施させていただきました。従来は、市内の団体及び法人を対象といたしまして、直接面談の上のヒアリングを実施していたところであるんですけれども、本年におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、全て郵送で実施をさせていただいたところでございます。こちらは、計画内容の検討材料とさせていただくべく、現在、調査結果の集計及び分析を行っているところでございます。

　これらの基礎資料に基づきまして作成いたしました計画の骨子案のうち、障害者計画に関わる内容につきましては、先日、庁内各関係部署の長によって構成されます計画検討委員会におきまして検討を行いまして、今お配りしている骨子案に意見の反映を行ったところでございます。

　今後につきましては、お配りしております計画策定スケジュールに記載のとおり、本協議会において協議いただきました骨子案を基に計画の素案のほうを作成いたしまして、その後、障害者計画に係る部分につきましては、改めて庁内検討委員会について検討を行い、その後次回以降の地域自立支援協議会の開催時に、障害福祉計画等の内容を含めまして素案を作成することによって、またお諮りをすることとしております。

　皆様からのご意見を反映させていただいたものを、市民の皆様から広くご意見を頂くためにパブリックコメントを実施いたしまして、その実施後に障害者計画検討委員会及び地域自立支援協議会においてまた改めてご検討いただきまして、最終案を令和３年２月に内容決定を行い、同年３月の市議会定例会において報告する見込みとなっております。

　ここまでが、計画策定の進行状況及び今後の予定についてのご説明となります。

　続きまして、計画の骨子案の内容についてご説明をさせていただきます。お手元にお配りの東久留米市障害者計画・第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画骨子案と書かれた資料をご覧ください。先ほどご説明させていただきましたとおり、障害福祉課では、さきに実施いたしました市民アンケートの実施等により計画策定のための基礎資料を作成しているところですけれども、お手元にお配りした計画骨子案は、当該アンケートの結果、また、先日実施いたしました庁内施策調査の結果、また、各種統計資料及び国から示された計画策定の指針等に基づきまして、現行計画の構成をベースとして作成したものとなっております。

　なお、本骨子案は、主に障害者計画の内容に関わる第３章、計画の基本的な考え方までの内容となっておりまして、障害福祉計画及び障害児福祉計画の内容に関わります第４章以降につきましては、次回協議会についてお示しする予定となっております。

　今回の協議会におきましては、第３章までの内容をご説明させていただきました上で、委員の皆様にご協議いただきたく存じておりますので、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

　それでは、初めに、骨子案の２ページ目をお開きください。こちらから、計画策定の背景と趣旨と題しまして、障害者計画や障害福祉計画等の策定の背景及び趣旨並びに関連法令の動向を記載している欄となります。

　続きまして、４ページ目、こちらは計画の性格と題しまして、今回、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画を一体的に策定する旨、並びに市のほかの計画との関係性を記載しております。

　下部の図は、障害者計画が市の長期総合計画及び地域福祉計画を上位計画といたしまして、その他の計画とは並列で関連していることを表したものとなっております。それぞれの計画と内容の整合性を取りながら策定を進めていくところでございます。こちらの図に関しましては、先日の庁内検討委員会におきましてご意見を頂いたところがございまして、今後、多少修正させていただく部分となりますので、次回以降にまたご覧いただく形になるかと思います。

　続きまして、５ページ目、計画の対象及び計画の期間を記載しております。計画の対象、障害のある人の定義及び本計画の実現に向けまして、障害のある人のみならず、その他全ての個人及び団体に対しまして積極的な取組を期待する旨の記載をしております。

　また、計画の期間でございますけれども、障害者計画に関しましては、令和３年度から令和８年度までの６年間の計画となっており、第６期障害福祉計画及び第２期障害児福祉計画は、令和３年度から令和５年度までの３年間の計画となっております。

　続きまして、６ページ目から７ページ目までにかけて、計画の策定についてと題しまして、本計画策定に当たりまして実施した事項を記載しております。先ほど申し上げました国の指針を、こちらで一通りまとめて記載してございます。

　続きまして、８ページ目から９ページ目までにかけまして、計画の推進・進捗管理と題しまして、本計画の推進のための取組について記載しております。具体的には、行政内部における関係各課の連携、市民・関係機関との協働及び障害者の情報アクセシビリティの向上による計画の推進について記載をしているところでございます。

　ここまでが第１章の御説明となります。

　続きまして、１１ページ目以降に、第２章、障害のある人を取り巻く現状と題しまして、東久留米市におけます各種の統計情報、また、市民アンケート調査の結果及び分析、団体様・事業者様ヒアリングの結果及び先日実施いたしました庁内施策調査から、こちらで認識しました現行計画の評価を記載しております。

　まず、１１ページ目から１８ページ目までにかけて、障害のある人の状況と題しまして、市内の障害者の方に関する統計情報を記載しております。

　１１ページ、１２ページ目が身体障害者の方の状況となりまして、現行計画期間におきましては、手帳を所持されている方が微増されているということが読み取れるかと思います。

　１３ページの（２）番、知的障害者の状況におきましては、愛の手帳の所持者の方が、一旦若干減少したところから、また近年は増加しているというところが読み取れるかと思います。

　１４ページの精神障害者の状況におきましては、精神障害者保健福祉手帳の所持者の方及び自立支援医療（精神通院）を受給されている方、並びに発達障害の方の数が近年大きく増加しておりまして、精神障害の方を取り巻く状況が大きく変化しているというところがうかがえるかと思います。

　１５ページの（５）番、難病・小児慢性疾患医療費助成受給者の状況では、難病医療費助成受給者数の推移におきまして、平成２８年度から平成２９年度にかけまして大幅に人数が減少しているところがございますが、こちらは統計上、肝炎患者に対する助成の受給者の方を除外したために発生したものでございます。こちらは、後日、説明につきまして注意書きで追記するような予定となっております。

　続きまして、１６ページ以降の（６）番（７）番に関しましては、障害や発達に課題のある子供の状況及び障害者の雇用や就労に関する情報を、関係各部署に確認の上記載してございます。

　続きまして、１９ページ目以降が、市民アンケート調査の結果及び分析内容となります。こちらのページにつきましては、本計画策定の支援業務受託事業者であります株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所様よりご説明いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【ジャパン総研】　　ただいまご紹介いただきました、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所です。よろしくお願いいたします。ご説明、着座にて失礼いたします。

　アンケート結果につきましては、速報版となっております、この一番厚い資料、東久留米市障害者施策に関するアンケート調査速報版に基づきご説明させていただきますので、こちらを御覧ください。

　まず、１枚めくっていただきまして、１ページをご覧ください。調査概要としまして、調査の目的、実施概要を記載しております。本調査、先ほどからもお話がありますが、今回の計画策定のための基礎資料とするために、当事者の実態や御意向などを把握し反映することを目的に実施をしております。

　続いて、実施概要としまして、当事者調査は、障害や慢性疾患のある方から無作為に抽出させていただき、２,３００件の配布をし、回収数が１,０４７件。下の表になります。回収率は４５.５％でした。

　また、別のもう１種類の調査として、障害のない市民への調査ということで、１８歳から６４歳までの市民の方１,２００人を対象に、アンケートを配布させていただきました。こちらは４３２件の回答があり、回収率は３６％となっております。

　続いて、非常に量が多い資料になりますので、こちらで抜粋をさせていただきながら御説明いたします。

　まず、３ページからは、当事者の調査の結果となっておりまして、まず、あなた御自身についてということで伺っています。

　５ページをご覧ください。問３、年齢についてなんですけれども、こちらは、年齢については、全体では７０歳以上が４２.３％となっています。これは、身体障害者の方が高齢者の方が多いため、全体としてはこういった回答結果になっています。

　表の中ほどから、手帳の種類、診断別というふうに集計を行っておりますが、愛の手帳、精神障害者手帳などを御覧いただくと、２０代から３０代の方の回答も多くなっていることがうかがえます。

　続いて、７ページを御覧ください。問５「あなたはどのような暮らし方をしていますか」という問いについては、全体では「家族と暮らしている」が７割で多くなっています。

　手帳の種類別に見ると、身体障害者と精神障害者で「一人暮らしをしている」という回答が２割ほどとなっていまして、ほかの手帳に比べて多くなっています。

　続いて、９ページを御覧ください。あなたの障害の状況についてということで、手帳の種類や診断の有無を伺いました。表の一番上、手帳の種類・診断の有無については、先ほども申し上げましたが、身体障害者手帳が一番多くなっており、次いで難病の方、精神障害者、知的障害者（愛の手帳）ということで多くなっています。

　１１ページ、問７「あなたは普段の生活で介助を必要としていますか」という問いを立てています。こちらは、全体の傾向としては、表の下のほう、「介助は必要ない」というところが多くなっていますが、愛の手帳の方は「親」という回答が最も多くなっています。

　１２ページ、問８、ふだんから親族や家族が介助をしている方に困っていることを伺いました。こちらは、困っていることについて、「代わりの介助を頼める人がいない」が３割で最も多く、「長期の旅行や外出ができない」「健康に不安がある」などが多くなっておりました。

　続いて、１５ページ、問１１、先ほどは現在の暮らし方について伺いましたが、今後希望する暮らし、どのような生活の場で暮らしたいかを伺っています。こちらについては、「家族と暮らしたい」が全体的に最も多くなっていますが、精神障害者の方でほかに比べてやや低くなっており、愛の手帳の方は「グループホームで生活したい」が１８％、精神障害者の方は「一人暮らしをしたい」が２０％と、ほかに比べてやや高い傾向があります。

　続いて、障害への理解についてという項目に移ります。２５ページを御覧ください。問１９「障害者に対する差別・偏見があると思いますか」と伺っています。こちらについては、多くの方が「ある」と回答しておりまして、特に愛の手帳、精神障害者、発達障害の診断のある方で７割を超えています。

　その内容について伺っているのが２６ページの結果になります。２６ページ、「差別がある」と言った方が、どのようなところにあるかについて伺っています。こちら、全体では「仕事」という回答が最も多くなっています。次いで「地域の人の接し方や態度」、その次には「収入」という結果も多くなっておりました。

　続いて、２７ページをご覧ください。問２０、地域の人たちに障害に対する理解を進めるにはどのようなことが必要だと思うかと伺っています。こちら、全体の結果については、一番上、「障害者の一般企業への就労の促進」が３８％で最も高く、次いで「学校でのインクルーシブ教育」「地域行事への障害者の参加など、地域住民との交流の場を増やす」が多くなっています。

　続いて、地域での生活についてという項目に移ります。３０ページを御覧ください。３０ページ、問２３、障害者が地域で生活していくために必要なことを伺っています。こちらは、「地域生活やサービスの利用に関する相談支援」が最も多く、次いでやはり「地域の人の障害に対する理解」、また、「利用しやすい医療機関」が多くなっています。

　続いて、災害への備えについてという項目に移ります。３８ページをご覧ください。災害に関する項目として、問３０「避難を手助けしてくれる人はいますか」という問いを立てています。こちらは「いる」という回答が多くはなっているものの、精神障害者の方で、避難を手助けしてくれる方が「いない」が２割と、ほかの人に比べて多くなっています。

　少し飛びまして、４２ページからは、障害福祉サービスということで、各障害福祉に関するサービスの利用状況や利用意向を聞いています。こちらは、今後の見込みなどを立てる際に参考にさせていただくということで、割愛をさせていただきますので、７４ページをお開きください。

　７４ページ、９、雇用・就労についてという項目になります。こちらは、１８歳以上の方に伺っています。日中の過ごし方として伺っていますが、全体では「特に何もしていない」、高齢の方が多いので、「特に何もしていない」という回答が多くなっていますが、まず、手帳の種類別に見ると、愛の手帳の方は福祉的就労をしている方が多く、発達障害の方は、「自宅で家事や手伝いをしている」が最も高くなっています。また、難病の方では、「正社員として働いている」が１６％と、ほかに比べて高い傾向にあります。

　さらに年代別に見ますと、２０歳代では「福祉的就労をしている」が、３０歳代では「パート・アルバイトなど」や「自宅で家事や手伝いをしている」、４０歳代は「パート・アルバイト」「福祉的就労をしている」、５０歳代は「正社員として働いている」がそれぞれ多くなっておりました。

　７６ページ、こちらは就労をしていない方に伺っています。「就労していない理由はなんですか」ということで、やはり全体では「高齢だから」が多くなっていますが、手帳の種別に見ると、愛の手帳、精神障害者の方で、「障害や病気が重いから」といった回答も多くなっていますし、年代別に見ると、２０から３０歳代で「働くための知識や能力に自信がない」という回答も頂いています。

　隣の７７ページ、就労していくためにどのような支援が必要だと思うかについては、「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」が最も多くなっております。

　続いて、障害児福祉についてという項目に移ります。８０ページ、問４０、こちらは当事者の方が１８歳未満の場合に伺っていますが、御本人の障害に気づいたきっかけとしましては、「医療機関による受診・健診」が５割を占めており、医療機関との連携が重要となっていることがうかがえます。

　続いて、８４ページをご覧ください。問４４、保護者の方が抱える不安や悩みとしましては、「学校での集団生活や人間関係」などが多くなっております。

　最後の項目、市の福祉施策についてということで、８７ページ、問４７「今後、行政で重点的に取り組むべきと思う施策は何ですか」ということで、こちらでは、「災害時の支援」が最も高く、次いで「障害者の就労支援の充実」「バリアフリーのまちづくり」という順になっています。災害への関心が高まっているところですが、やはり社会参加や地域の理解という側面でも、就労への支援というところが重要視されていることがうかがえました。

　ここまでが、当事者の方に対する調査の結果です。

　８９ページからは、障害のない方に対する調査の結果を掲載しております。こちらも簡単に述べさせていただきますが、９３ページを御覧ください。すみません、ちょっと飛ばしてしまったのですが、障害のない市民調査については、４０歳代、５０歳代の方の回答を多く頂いております。

　９２ページの問６、問７や、問８、問９を御覧いただきますと、こちら、障害のない市民の方に伺っていますが、障害のある方とのお付き合いや身近に障害のある人がいるか、交流があるかなどを伺っています。この結果としましては、問８などは、身近な人はいない、問９の結果などは、交流する機会はほとんどないなど、あまりいい結果ではないかもしれませんが、ふだん交流のない方からも回答を頂いたということで、関心を持ってアンケートに回答いただいた方がいらっしゃるということがうかがえるかなと思っております。

　続いて、９７ページの真ん中の問１５「障害者に対する差別・偏見があると思いますか」、こちらは当事者の方と同じ問いを伺っています。こちらも７割の方が差別や偏見があると回答をしております。

　また、その内容として、９８ページ、こちら、障害がない方にも差別・偏見の内容を伺っていますが、こちらの結果も「仕事」や「収入」などが多くなっています。

　続いて、９９ページ、問１６、障害のある人もない人もともに地域で生活できるようにするために必要なこととしては、こちらでは、学校の教育、また、２番目になりますが、障害者への一般就労の促進、そして、地域行事の参加など交流の場を増やすと。当事者の方と似た傾向にあることがうかがえます。

　最後に、１０４ページ、問２１、今後市が行政として重点的に取り組むべき施策について、こちらも障害の当事者の方と同様の設問を設置しております。こちらについては「バリアフリーのまちづくり」が最も多くなっていますが、こちらの中でも「障害者の就労支援の充実」や「教育と福祉の連携を強める」などの御回答を多く頂いております。

　駆け足になりましたが、アンケート結果について、私のほうからは以上とさせていただきます。

【管理係長】　　ご説明ありがとうございました。以降につきましては、事務局より改めてご説明させていただきます。

　骨子案に戻りまして、３７ページをお開きください。ヒアリングから分かったことという形であるんですけれども、こちら、現在調査中である旨の記載がございますが、現在までに頂きました回答を集計した速報版をお手元にお配りしております。

　こちら、団体様と事業所様から頂いたものをそれぞれお配りしているかと思いますけれども、こちらにつきましては、内容の精査等に時間を要しますことから、今回は参考配付とさせていただきまして、正式な内容につきましては、次回の協議会以降におきまして改めてご説明させていただく旨御了承ください。

　続きまして、３８ページから４２ページ目までにかけて、前回計画の評価と題しまして、先日、庁内において実施しました施策調査の結果を取りまとめて記載しております。当該調査は主に障害者計画に関わる部分になってくるものではございますけれども、現行計画に記載されております各施策につきまして、庁内各担当部署によって評価をさせていただいたものとなっております。

　ここまでが第２章の御説明となります。

　続きまして、４３ページ目以降、第３章、計画の基本的な考え方といたしまして、計画の基本理念や計画の推進のための基本的視点及び国の指針に基づく基本目標を記載してございます。こちらにつきましては、障害福祉課長の森田より御説明をさせていただきます。

【障害福祉課長】　　それでは、４４ページをお開きください。まず、本計画における基本理念として、「障害のある人が地域で安心して暮らすことができ、自らの意思で参加できるまち」としております。障害のある人が可能な限り住み慣れた地域で自分らしく生き生きと暮らしていくためには、医療、福祉、生活支援などが一体的に提供される仕組みづくりや、一人一人の社会参加を促すことが求められており、そのためには地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、ともに助け合う地域共生社会の実現が重要でございます。

　本市での長期総合計画において、「まちづくりの主役である市民一人ひとりは、人と自然に寄り添い、力を合わせ、さまざまな場面で主体的に力を発揮し、共に創る「みんなが主役のまちづくり」」をまちづくりの基本理念として定めており、このような方向性を踏まえ、障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できる、ともに支え合う地域づくりを目指し、本計画の基本理念を前回計画から引き継ぎ、同様の基本理念としております。

　事務局側においても、前回の計画策定時の議事録等を確認したり、地域共生について含めたほうがよいのではないか等を検討したところではございますが、この基本理念には地域共生の面も含まれており、また、市の長期総合計画におけるまちづくりの基本理念が「みんなが主役のまちづくり」でもあることから、基本理念を定めたものでございます。

　次に、基本的視点という形で、障害に関する施策の横断的な視点を３つ設定しております。４５ページになります。１つ目が、（１）自己実現を図るための支援を切れ目なく行うということでございます。２つ目が、障害があっても安心して暮らせるまちづくりを進めるということで、これは地域福祉計画の視点でもございます。この地域福祉計画の理念は新たなつながりづくりですが、障害のあるなしを超えて、ともに支え合う地域づくりを進めるという視点、この３つを基本的な視点としているところでございます。

　この視点を反映させた５つの基本目標を立てているところでございます。国の指針及び市の市民アンケート等に基づく本計画の基本的な目標を記載しております。４６ページでございます。前回は６つの目標がございましたが、整理等を行い、５つとしているところでございます。第１の基本目標は、相談支援体制の充実、基本目標の２が、地域生活を支援するサービス基盤の充実、基本目標の３が、障害児への療育と特別支援教育の充実、基本目標４が、地域で共に暮らす環境づくり、基本目標の５が、就労や社会活動による生きがいづくりの推進としているところでございます。

　なお、４８ページにおきまして、障害者計画の施策体系と題して、現計画と今回お示ししている計画の施策体系についての表を記載しているところでございます。先ほども御説明したのですが、現計画においては６項目であった基本目標を、今回の計画においては５項目と整理しているところでございます。その際どのように項目を整理したかを表す表となっているところでございます。

　次回の自立支援協議会においては、この目標に対応する各施策の内容を、４９ページに書かれております第４章以降に記載する予定となっておりますので、こちらにつきましても、次回の協議会において基本目標ごとの具体的な施策を位置づけたものをお示ししたいと考えているところでございます。

　以上で、概略の説明を終わります。

【会長】　　ありがとうございました。

　それでは、今、大変ボリュームのある御説明を頂いたところですけれども、委員の皆様の御意見や御質問等おありであれば、御発言ください。いかがでしょうか。

　斎藤委員、お願いします。

【委員】　　斎藤です。２つちょっとお願いがあるんですけど、まず、事務局のほうに１点お願いと、聞きたかったこともう１点としては、調査をしていただいたところです。

　今長くお話しいただきましたけども、正直、読めば分かる話ですので、貴重な我々の時間の中においてはちょっとどうかなという部分がありました。むしろ今一番最後に言っていただいたような４８ページのような、前回と何が変わったのかというものを最初に御提示いただいて、それに沿ってこういう状況ですというふうに言っていただけると、例えば、今私の手元にこれがあるので、前回のものと比較しながら見ることができましたけども、新しい方もいらっしゃいますし、要は、これを見たときに何が前と変わったのかというところが重要なポイントだと思いますので、その部分を整理して御説明いただけると、もう少しコンパクトに、また、事務方のほうとしても伝えたいことが伝わるんじゃないかなというふうに思いますので、今後の進行の在り方として少しお考えいただければというふうに思っております。それがお願いという意味での１点です。

　それから、アンケートに関しまして、こういった類いのアンケートは、１次データを基本的にはそのまま出すということにはなると思うんですけど、例えば、アンケート調査の中で、１９ページ以降のところに書いてある部分ですけども、前回調査との比較というところがあるんですが、広く一般の方々に対しては、大きな違いは見受けられませんでもちろんいいと思うんですけど、例えばこれ、４件法というか、４つにしている中で、ｔ検定とか、検定で有意差があるかないかというようなことというのは裏でやっていらっしゃることでしょうか。それとも、まずこれはこれで終わりという形でしょうか。これは御質問です。

【ジャパン総研】　　お答えいたします。

　検定につきましては、要は、統計学にのっとって、この数字は変化していると言えるのかどうかという検定を行っているのかどうかという御質問だったかと思います。実際、現状としましては、行っていない状況です。一旦、前回の調査結果と大きな変化が見られなかったところもあったので、そのように判断をさせていただきました。

　ただ、もう一度よく中身を見せていただいて、差が大きく見られているところなどは検定をして、どのような傾向があるかというところを分析する必要があるかなというふうに捉えております。ありがとうございます。

【障害福祉課長】　　進め方につきまして、次回の協議会におきましても、資料については多くなる見込みですので、次回また検討していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】　　すみません。統計のことで、私からも１つ、今、斎藤委員から出た話と少し関係があるんですけども、就労以外の項目で、年齢とのクロス集計をしたらいいのかなと個人的には思ったので、今すぐでなくてもいいんですけど、検討していただきたいと思います。これは障害のない方、市民も、４０代５０代の方が多いということは、恐らく御自分が社会人として、例えば、障害のある方についてどう考えているかということと、子供が学校でどうかということとを両方含めて考えているはずなので、恐らく年齢によって回答傾向に違いがあるかなと。７０代より下の方の回答が少ないので、難しいのかもしれませんけれども、ちょっと御検討いただければと思います。どちらにお願いするか分かりませんが、お願いいたします。

　そのほか、委員の皆様、いかがでしょうか。

　武藤委員、お願いします。

【委員】　　清瀬特別支援学校の武藤です。私のほうからは、今、６期の障害福祉計画というのを、私もまだ読み込んでみて、これから深く理解をしたいなと思っているところなんですが、例えば、３６ページの「重度の障害者の日中活動の充実と場所の確保」という項目がありまして、ここが愛の手帳が１１.５というところで、この数字だけで見ると、大きな課題ではないというところなんですが、ただ、東久留米市の現状、重度の方の身体、地域含めて、なかなか通えるところがなく、近隣他市に送迎でお願いしているという部分もあります。

　なので、もちろんこういった数字的な根拠も大切なんですが、一人一人の緊急度や重要度を加味して計画を立てていただいたり、御相談させていただけるとありがたいなと思っております。

　以上です。

【会長】　　何かお答えになりますか。

【管理係長】　　ご意見ありがとうございます。

　こちら、今日、参考に送付させていただいております事業者様ヒアリングの結果ですとか、実際に障害者の方の支援を頂いている方からは同様の意見を多数頂いているかと思いますので、そちらも踏まえまして、市としてもいろいろな角度から計画の策定を考えていきたいと思っておりますので、また次回以降、示させていただければと思います。

【会長】　　村山です。そのほか御意見、御質問等いかがでしょうか。

　磯部委員、お願いします。

【委員】　　理念の話をしていただいて、やっぱり一人一人の暮らしをどう守るかというところであるんですけれども、私もクロス集計をぜひお願いしたいなというのは、特に知的障害のところで４度の方が回答が多かったんですけれども、多分、障害の等級によってニーズがかなり違ってくるので、あと、支援の必要なところはちゃんとやらなきゃいけないんですけども、やっぱりある程度一人生活ができる人たちのことが、なかなかここの会議の場でも議論ができないというところで、そういう人たちのニーズをクロス集計して浮かび上がらせていきながら、地域のいろいろな関係機関、有効な社会資源を有機的につなげていく必要があるのかなと思うので、ただ、軽度の人たちの姿を浮かび上がらせていただけるとありがたいなと思っています。

【会長】　　村山です。そのほか、御意見、御質問……。

　高原委員、お願いします。

【委員】　　障害者計画・第６期障害福祉計画、骨子案のほうの１９ページなんですけれども、これは前回計画でも大体同じような感じだったと思うんですけれども、障害別の対象者数が出ていまして、抽出者数、割合ということで出ているんですけれども、身体障害の方が４４.９％で、以下、１２％、３０％というふうになっているんですけれども、このアンケートのほうの数字がちょっと違っているかなと。ちょっとあれだと思いますけども、前回もこういうような割合だったと思うんですけれども、この割合を抽出者数を出された理由といいますか、根拠といいますか、そういうものはどのようなものなんでしょうか。

【管理係長】　　こちらの表の下のほうにも、ちょっと小さいんですけれども書いてございまして、こちらが市内の実際の区分というか、手帳所持者の方の割合に基づきまして、２,３００人から抽出した形になってございます。ですので、アンケートの１００ページあるほうの速報版につきまして、こちらの数字が誤っている部分がございますので、そちら、次回以降修正をさせていただければと思います。

【委員】　　すみません。身体障害の方が４４.９％で、障害によってこのばらつきがあるというのはどういったあれなんでしょうか。

【管理係長】　　こちらが今、東久留米市でそのサービスを受けていらっしゃる方の割合というところです。

【委員】　　サービスを受けている人という。

【管理係長】　　こちらの手帳をお持ちの方ですとか、その難病を受けていらっしゃる方ですとか、総体の中での割合で抽出している形になります。

【委員】　　身体障害の方がかなり多いので、そうすると、全体的に出てくる傾向として、知的障害、精神障害、難病の方とか、そういったところがちょっと目立ちにくくなるというふうにならないかなという心配が思いましたものですから。ありがとうございました。

【会長】　　村山です。そのほか、いかがでしょうか。

　堀野委員、お願いします。

【委員】　　親の会の堀野です。骨子の２６ページの余暇活動、文化芸術・スポーツ活動についてなんですが、愛の手帳を取得されている方で、特に何も芸術活動、余暇活動に参加したことがないというのが２０.６％いらっしゃいまして、数字的には低いのかもしれないんですけれども、これ、すごくもう少し掘り下げて、丁寧に対処していただいたほうがいいかと思います。

　それから、３６ページの「成人期の余暇支援の場づくり」で、愛の手帳取得の方が２４.４％ありまして、やはり高等部を卒業してしまうと、放課後等デイサービスに通えなくなりますので、その後の作業所が終わってからの成人の余暇支援というのが、場所が全くというわけじゃないんですけど、とても少ないと感じています。

　それから、「グループホームの施設整備」のほうも３４.４％ということなので、ぜひグループホームの拡充をお願いしたいと思います。

　以上です。

【会長】　　村山です。そのほかいかがでしょうか。

　実は事前の打ち合わせで、基本理念について、基本理念というか、第３章以降についても、委員の皆様から御意見を伺いたいというふうに事務局からは聞いているんですが、そちらについてはいかがでしょうか。

　磯部委員、お願いします。

【委員】　　基本理念についてなんですけれども、今回、総理が代わって、記者会見で、自助・共助・公助ということを打ち出してきて、その前から厚労省もちょろちょろそういうふうに言っているんですけども、そのことが今後どういうふうになっていくのかなというのがすごく不安で、先ほど障害の状況によってそれぞれの、頑張ってやっている人もいるし、支援をたくさん受けなきゃいけない人たちもいるという中で、この基本理念については、当たり障りのないところで書いてはあるし、一人一人をというところで、そのことと自助・共助・公助というものがどう関連していくのかなというのを議論していかないと怖いなというか、やっぱり支援の必要な人たちにはきちんと支援をやらなきゃいけないし、自分でできる人たちについてはしっかりとやってもらうみたいな、そういうめり張りをちゃんとつけていく必要があるので、理念としてはいいんだけども、市としてやり取りをしながら深めていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、いい悪いじゃなくて、最近の状況の中で、自分の中でもやっぱり考えていかなくちゃいけないということをちょっと伝えさせてもらいました。すみません。

【会長】　　村山です。関連する御発言等おありですか。

　すみません。私、基本理念と言いましたが、正確には第３章ですね。基本的な考え方以降のことについて、もし御発言があれば、御意見があればお寄せいただきたいということです。

　斎藤委員、お願いします。

【委員】　　別段、世の中に迎合するわけではないんですけども、この中にいわゆるＳＤＧｓの言葉が、ちょっと見た限り１つも入っていないんですよね。１文字も。入っていますかね。ないですよね。これ、内閣府もＳＤＧｓと連携した障害者福祉計画等々を策定している中で、やはり理念とか、そういう部分においては、今の時代と言っていいのかどうか分かりませんけど、上位計画の中でもＳＤＧｓのことをうたっておりますので、その辺り、少し広く分かりやすい形でいいと思うんですけども、全くないというのはちょっとどうかなという部分を感じておりまして、皆さんとぜひ検討できればなというふうに思います。

【会長】　　村山です。ありがとうございます。

　関連して御意見や御発言、おありでしょうか。

　磯部委員、お願いします。

【委員】　　磯部です。ＳＤＧｓのことも、この間、社会福祉法人森の会の勉強会でも村木厚子さんに来ていただいて話をして、とても大事なことだと思うので、ぜひ入れられるのなら入れてほしいなと思うんですけれども、あと、初めて深海さんなんか、我々専門領域の人たちがいろいろ議論しても、なかなか市民に広がらないので、ぜひ今、感想とか分かりにくいところがあったらどんどん指摘してもらって、我々も分かりやすく伝えていかなくちゃいけないなと思いますので、発言のほう、もしありましたらお願いしたいなと思います。

【会長】　　村山です。ありがとうございます。

　ということですが、何か御発言ありますか。

【委員】　　深海です。資料がたくさん送られてきて、家で読んでいるんですけど、範囲がすごく広いんですよね。身体と精神と、生まれてからと、生まれる前からもあるかもしれないし、それで頭の中いっぱいなんですけど、これから一生懸命また勉強します。

【会長】　　村山です。ありがとうございます。

　今、少し御発言いただきましたけれども、恐らくいわゆる当事者の方にどういう支援、どういうサポートが行き渡るかということと同時に、例えば、福祉に関心がないと答えていた人が先ほどかなりいましたけれども、そういう人たちにどういうふうに市としての考え方を示すかという点も視野に入れなければならないのかなとは思います。

　いかがでしょう。御発言、御意見おありでしたら、お願いいたします。

【管理係長】　　今お配りした資料も膨大なものになると思いますので、また改めて何かご意見等ございましたら、来週中をめどに、何かしら市役所のほうまでご意見を頂けると大変ありがたいところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】　　村山です。ありがとうございます。

　ということですが、それでもこの場でお聞きになりたいこと、御発言になりたいことがおありであれば、遠慮なく御発言ください。

　深海委員、お願いします。

【委員】　　深海です。民児協に入っていて、都民連からもはがきとか手紙が来るんですけども、障害の「害」の字が急に全部平仮名になったんですけれども、東久留米市はどうするんでしょうか。

【会長】　　村山です。これ、事務局から答えていただいていいですか。

【障害福祉課長】　　前回の障害福祉計画、第１期障害児福祉計画のときにも同様の話が出ていたかと思います。

　緑の冊子の４ページの部分になりますが、こちらの部分に点線の四角の囲みがあるのですが、この部分で読ませていただくと、「都内２６市で障害の表記を平仮名に改めている市もある一方、平成２７年３月に策定しました東久留米市障害者計画、第４期障害福祉計画の策定に当たりアンケート調査を実施したところ、「障害」の表記に慣れ親しんでいる方も多いことが分かりました。よって、今回の計画策定においては、法律用語である障害の「害」を引き続き使用することとしております」ということで書かせていただいております。

　今回の計画についても、「害」の字をどうしようかということで事務局のほうでも考えましたが、法律用語でもありますし、東京都、国からの指針においても漢字で表記されていることから、「害」の字につきましては漢字とさせていただいたところでございます。

　以上でございます。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。

　障害の表記にかかわらず、御意見、御発言等あれば、お知らせください。

　斎藤委員、お願いします。

【委員】　　斎藤です。今課長に読んでいただいた、若干違和感があったのは、慣れ親しんでいるという文言、僕だけですかね。ちょっと違和感を感じたんですけど、何か別の表記が、言い方ができればいいかな。慣れていない人も実際いるわけで、慣れて親しんでいるって言われちゃうと、ぐうの音も出ないかなという感じがしないでもないんですけど、言わんとしていることは非常によく分かるので、特段何か否定するわけではないんですけど、何か違ったいい言葉があったら、次のときにもし――多分、これ、括弧書きで入ってくるんですかね。分からないですけど。同じような形で入ってこないのか。もし入るようでしたら、少し配慮というか、別の言葉で置き換えたほうが、伝えたい意味は分かっていますので、よろしいのかなと思います。

【会長】　　村山です。ありがとうございます。

　恐らく２７年のアンケートでどう聞いたかによると思うんですが……。

　平山委員、お願いします。

【委員】　　私たちろうあ協会でも、「障害」についていろいろ話があります。障害、一般的に害と取る人は、障害者が害というニュアンス、新たにして分かっていますけれども、私の考えは、障害は本人の障害じゃなくて、社会に入れない、社会が害を作っていると思っている、私は。ですから、社会が障害者に対する考え方が変わらないと、漢字でもいい。平仮名でもいい。そういう文字の問題ではないと思っています。障害の漢字を平仮名に変えたから、社会のみんなが差別とかをやらなくなるという意味ではないと思う。私たちは、害というのがなくなるのは、社会がまず変わっていかないと、いつまでたっても害ということがついて回ると思うのね。ですから、今の私の考えですけれども、平仮名の「がい」がいいといっても、平仮名ならみんな理解できるのかというと、違うと思っています。ですから、障害の「害」はそのまま、私どもろうあ協会は「害」はそのまま、社会が変わらなければいけないと思うという考え方ですけれども、皆さんは漢字、平仮名、どんな考えですか。

【会長】　　村山です。

　飯島委員、お願いします。

【委員】　　さいわい福祉センターの飯島です。言葉の問題は、やっぱり大切だと思っています。理念のことを深く掘り下げるという点でいう部分と、あと、アンケートの結果、これ、抽出した数がそんなに多くないところなんですけども、やっぱり市の障害者施策について、例えば３４ページなんかだと、知っている、知らないという意味では、ほぼほぼ２割ぐらいの方たちが知らない。３５ページだと、施設、相談窓口とかがいろいろ書いてあって、さいわいセンターも１９.７とかと出ている。そうすると、大体１１万人だから２万人の方が知らないのかというふうな気も何となくしてくるんですけども、内容の話じゃないですけど、仕掛け的な部分で、よく知ってもらおうという意味では、障害の「害」の字を思い切って変えて平仮名にしてみるみたいなところで、地域の方、市民の方にインパクトを与えるということも必要なのかなという気は今したところです。

　理念とかというのは、平山さんがおっしゃったようなことは十分承知しているところなんですけども、私たち福祉関係者が何かこういった市民の方々に知ってもらうという意味合いでいくと、やっぱりそういった仕掛けも何となく生かしていっていいのかなという気はしました。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。

　関連して御発言、御意見等おありでしょうか。

　平山委員、お願いします。

【委員】　　平山です。ろうあ協会では、健康な人を対象に、聞こえない人を理解してもらうために、手話まつりを毎年開いているのは皆さん周知のとおりだと思います。去年のまつりのときに、社協さんに原稿、お願い、私が書いたのをＰＲしてほしいというので、文字を作って社協さんに渡しました。けれども、それを作り終わった後見ると、私たちは平仮名の「がい」はまだ、漢字の「害」を使いたいと思った。社協さんに提出した原稿は、漢字の「害」。でも、社協さんが新聞に載せたときは、平仮名に変えていました。ですので、私は社協さんに聞きました。そうしたら、社協さんが言うには、大分前に、これから公的なものは平仮名の「がい」というのは、東久留米市で話し合って決めたものですと言われました。だけれども、ろうあ協会、「害」を簡単に社協さんの考え方に変えるというのは、それはおかしいと思っているとまた言いましたら、公的のときは平仮名を使っていくというのが会議で決まった、市として決まったということを聞いて、返事をもらいました。

　そんなふうにいつ頃、市は漢字から平仮名に変わったんですか。今の皆様、知っているかどうか分からないけれども、社協さんが言うには、市で決まったと。

【障害福祉課長】　　平山委員のお話は分かりました。ただ、市の方針として、平仮名に変わったということはございませんので、社会福祉協議会の中で平仮名になったのではないかと思います。

【会長】　　磯部委員、お願いします。

【委員】　　磯部です。その表記のことに関しては、すごく自分たちもずっと悩み続けてきています。おっしゃるように、漢字がいいのか、平仮名がいいのかとあるんですけども、それ以外にも、僕らの団体は、大体「障害のある人」という言い方をする。「障害者」とは絶対言わないんですね。「障害のある人」とか。「障害を持つ人」とも言わないんで、そういう議論を重ねていきながらやってきていまして、基本的には、私は平山さんと同じように、「害」というのは、やっぱり社会がまだバリアがいっぱいあるという中で、平仮名にすることによって何かなくなったような感じになるのはまだ早いんじゃないかということで、我々の団体では、やっぱり障害の「害」は漢字でやっています。「障害のある人たちの支援」という言い方をよく我々はしています。

【会長】　　村山です。そのほかいかがでしょうか。

　恐らく今、もちろん表記の問題もですけれども、平山委員がおっしゃったのは、社会に存在するというところも重要かなと私自身は感じました。膨大な資料だったので探せなかったんですが、どこかに社会的障壁は社会に存在する一切のものだという趣旨のことが、今日、どこかの資料に書いてあって、恐らくそういうことを明確にしている点は半歩前進なのかなとも感じているところですが、委員の皆様、この件、あるいはそれ以外の件でもいかがでしょうか、御意見等。

　有馬委員、お願いします。

【委員】　　ゆうの有馬です。ちょっと表記のこととは別なんですけど、やはり社会のみんなに知っていただくということを考えると、アンケートの結果を見ると、市民の方も障害のある方のアンケートも、両方インクルーシブな教育というのが結構大きなところでポイントがあるのかなと思うと、こっちのほう、障害者計画のほうに載せるのがいいのかどうかは分からないんですけど、やっぱりせっかくアンケートを取って、インクルーシブで理解を広めるのが結構パーセント的に高いということがあれば、何か表記ができればいいかなと思いました。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。

　そのほかいかがでしょうか。このことで関連していかがでしょうか。

　もしないようなら、一度ここで休憩を入れさせてください。

　ごめんなさい。じゃ、平山委員の御発言を伺って、休憩にしたいと思います。

【委員】　　私たち耳の聞こえない人は、障害は何？　というと、やっぱりコミュニケーションが障害。聞こえないためにコミュニケーションがなかなか取れない、障害者と思っています。聞こえない人は、手話という手がある。みんなまだ手話を覚えてもらっていない。日本国民が、例えば、みんな手話ができたら、私はコミュニケーションはスムーズなので、障害者ではなくなると思っています。そのように社会を変えていって、例えば、車椅子の人とかも自由に行ける。道路、段差など全て障害者に合わせたつくりがあれば、車椅子の人も障害者と言わなくても、自分でできるはずだと思うのね。ですから、社会が変わらなければ、いつまでたってもコミュニケーションは難しいし、ですから、とても日本の皆さんが手話ができるのは難しいと思いますけれども、１人でも２人でも広まるように、ろう協は頑張っていっているんです。だから、障害者というのは、障害者自分が作ったものではなくて、健康な人がそのように障害を解決できないという言葉はあれですけれども、私は健常者の人が障害者に――ですから、障害をなくせば、みんな障害者ではなくなると思う。そのとき初めて障害をこさえたという言葉に変わってくると思います。

【会長】　　村山です。ありがとうございます。

　かなり本質的な議論、それこそインクルーシブ教育の境目をどうするか。そもそも境目をなくすという話なので、かなり本質的な議論になってはいるんですが、開会から１００分過ぎていますので、一度ここで休憩を入れさせてください。

　部屋の時計で５５分再開でお願いいたします。それでは、休憩に入られてください。

（　休　　憩　）

【会長】　　それでは、協議を再開したいと思いますけれども、障害者計画・第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画につきまして、どうしても今日言っておきたい、聞いておきたいということがおありの委員がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

　特に今この場でないようでしたら、先ほど畠山係長からも、来週ぐらいまでに事務局にお知らせくださいということでしたので、さらに追加で御意見や御質問がおありの場合には、事務局に直接寄せていただくということでお願いいたします。

　それでは、３番の協議事項は一度ここで切らせていただきます。

　次第の４番、報告事項、部会についてです。事務局よりお願いいたします。

【地域支援係長】　　まず、報告事項の前に、先ほど協議事項のところで、何か事務局のほうに質問や意見がある場合は、メールでもファクスでも様式は自由ですので、何かしらの形で御提出いただければと思いますので、よろしくお願いします。

　それと、計画のお話の協議のほうは本日が終了となりますので、ジャパン総研さんにはこれで御退席いただきたいと思います。本日は御協力いただきましてありがとうございました。

　では、事務局の報告事項について、お話しさせていただきます。第２回の会議のところで、部会について、部会の委員名簿のところの案をお示しさせていただいた際に、委員の皆様から御意見を頂きまして、その内容から、子ども部会のほうにさいわい福祉センターの職員を追加しております。資料の３－３番の東久留米市地域自立支援協議会部会（案）を御覧ください。

　また、子ども部会の副部会長については、前回の資料でわかくさ学園職員を副部会長として置く方向で事務局で検討して資料も提示しておりましたが、今回、さいわい福祉センター職員が加入するため、センターのところがやはり市の中核的な部分を担っているというところもございましたので、調整等、部会の運営を鑑みて、さいわい福祉センターの職員を子ども部会の副部会長といたしたく、案として提示しています。

　そして、今年度の部会につきましては、２回ほど開催を検討しております。各部会２回です。まず、１１月中の開催を目指しておりまして、今、かなり各事務局のほうで調整を行っていますので、各部会の部会長、副部会長におかれましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

　また、この名簿のところ、今、施設職員や放デイ事業所など、空欄の部分がございますが、その部会名簿の空欄の部分につきましては、順次事務局のほうで調整してまいりますので、よろしくお願いします。

　事務局の部会についての御報告としては、以上になります。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。

　部会メンバーあるいはこの部会の構成、今後の開催については、事務局で進めていただくという形でお認めいただけますでしょうか。何か御意見がおありの場合には、御発言ください。

　よろしいですか。では、この形で進めさせていただきます。

　では、次第の最後、その他をお願いいたします。

【地域支援係長】　　その他のテーマについては、３点ございます。

　まず、１点目です。資料で机上配付させていただいております一番最後の資料、令和２年度地域自立支援協議会交流会です。こちら、ありますか。こちら、東京都自立支援協議会さんが主催で行っている地域自立支援協議会の交流会に私が参加してまいりましたので、資料の配付とご報告をさせていただきます。

　まず、軽く内容を触れさせていただきますと、まず、３ページ目をお開きいただいて、中に交流会のテーマのほうが書いてあります。「当事者が「語る」ことを「聴く」には？」というテーマで、内容といたしましては、地域自立支援協議会委員の方で障害をお持ちの委員の方の声、意見を聞くための取組を各自治体はどのような形で行っているんでしょうかという内容でありました。

　今回のミニシンポジウムでは、東久留米市内に事業所がありますピープルファースト東久留米の代表の小田島さんが出席されておりまして、自立支援協議会に委員として参加されている間に考えたこと、それと、続けられないと感じたことを話されていらっしゃいました。内容の詳細につきましては、資料の１１ページを御参照ください。スライドの資料で、当時小田島さんが感じられたことが記載されています。

　ミニシンポジウムの後のグループ討議のほうでは、各区市町村の委員の方と各区市町村の職員で、テーマに沿って情報交換等を行いました。今後の会議運営のところで、分かりやすい会議ができるように生かしていきたいと考えているところです。よろしくお願いします。

　２点目につきましては、例年実施している地域自立支援協議会の公開型の会議についてです。昨年度１月にも実施させていただいているところなんですが、本日も対面での会議を実施させていただいているところではあるんですが、現状の都内の新型コロナウイルスの感染者数や、障害をお持ちの方が感染した場合の重症化リスクを鑑みて、公開型の会議を実施しない方向で事務局のほうで今検討しています。会議自体を公開型にしないということで、自立支援協議会自体の実施は続けていく予定です。よろしくお願いします。

　もう一点ございます。

【障害福祉課長】　　せっかくこのような対面での会でございますので、現状のコロナの状況について意見交換といいますか、何かお話ししたいことがあれば、ぜひお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【会長】　　村山です。という、今、課長からの御提案ですけれども、情報あるいは御発言おありの委員がいらっしゃいましたら、お知らせください。

　磯部委員、お願いします。

【委員】　　磯部です。コロナが流行して、実はうちの利用者が在宅のときに、陽性、家族からうつってということがあって、たまたま彼のかかりつけ医がＰＣＲ検査、すぐに見つけてもらって検査してという。それで病院にも入院できたんですけども、特にやっぱり風評被害のことがすごく怖かったということと、現状今、グループホームでもし陽性が出たときにどう対応していいのかというか、国からは入所施設等が対応するということなんだけど、グループホームについてはそれぞれで対応していきなさいみたいな感じになっちゃっているので、そこら辺がすごく怖いし、今、東久留米でＰＣＲ検査がすぐに受けられる状況なのかどうなのかという情報がなかなか分かりにくくて、そこら辺、教えていただきたいかなというふうに思っております。あと、値段とね。

　以上です。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。

　このことで、お願いします。

【障害福祉課長】　　コロナウイルスのＰＣＲ検査等につきましては、市内の医療機関等で受けられるような体制を取っているそうです。数については記憶が定かではないところですが、市内のかかりつけ医に御相談いただければ、そこのかかりつけ医がＰＣＲ検査等を行っていればできるかと思います。検査が必要となれば、そのかかりつけ医が市内のＰＣＲ検査をしている医療機関を紹介してくれるそうなので、それについては御安心いただければと思います。

　値段につきましては、分かりませんので、申し訳ございませんが、値段についてはご了承願いたいと思います。

【会長】　　村山です。ありがとうございました。

　そのほか、この件で情報等々おありの委員がいらっしゃいましたら、御発言ください。

　高原委員、お願いします。

【委員】　　武蔵野の里の高原ですけれども、Ｂ型作業所、グループホームなんかをやっておりますけれども、作業所のほうは現在半日通所という形でやっておりまして、怖いので在宅という利用者さんも若干名はいるんですけれども、半日なんですけれども、ほかの各施設でどのように対応されているのかというのはあまり情報が分からなかったりしていまして、この状況の中でどういうふうに事業所が運営していくのがいいのかというのが、中ではいろいろ議論はしているんですけれども、大きい視野で分からないところもありまして、何かその辺りのことで情報をお持ちの方とかがおられましたら、教えていただけるとありがたいんですが。

【会長】　　村山です。そういうことですが、いかがでしょうか。

　事務局も特に分からないと言っているので。恐らく情報があり次第、事務局からは多分、何らかの形で発信していただけるものと思いますが、なので、この議題は取りあえずここで一度終わらせてよろしいですか。

　では、会全体を通して何か御意見、御発言おありの委員いらっしゃいましたら、お願いします。

　よろしいでしょうか。では……、ごめんなさい。磯部委員、お願いします。

【委員】　　先ほどクロス集計のほうができないかということでお願いしたんだけども、そこら辺、市のほうでこれとこれをクロスしてくれというふうに要望すれば、業者のほうにお願いできますかね。特に災害のところをちょっとクロス集計したいなと思っているので。

【管理係長】　　ご要望いただければ、その部分については、こちらから要望させていただきます。

【会長】　　村山です。そのほかいかがでしょうか。

　よろしいですか。それでは、議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

　事務局より次回の予定等について連絡をお願いいたします。

【地域支援係長】　　次回会議につきまして、資料の３－１番、自立支援協議会の今後のスケジュールというところで載せさせていただいているところです。１１月５日でこの資料は作成させていただいているんですが、素案作成の関係で日程が後ろになってしまう可能性がありますので、１１月５日、確定ではないので、予定としていただいて、詳細な日時については、開催通知でお知らせさせていただきますので、よろしくお願いします。なるべく１１月中の実施を目指しておりますので、なるべく早めにお示しできるように努めたいと思います。よろしくお願いします。

　会場の場所も、予定になってしまいますので、すみません、１１月の第４回協議会については、全て予定でまだ確定ではないというところで、お願いいたします。

　そして、本日の会議につきましても、後ほど会議録のほうを作成させていただきますので、内容の確認等、御協力をお願い申し上げます。

　事務局からの予定やお知らせについては、以上です。

【会長】　　村山です。どうもありがとうございました。

　それでは、第３回の地域自立支援協議会をこれにて閉会いたします。どうもありがとうございました。

――　了　――